定例監査の結果

1 監査の期間

平成29年 4月21日から平成29年 5月15日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

建設部都市計画課、公園緑地課及び建築課

(2) 対象期間

平成28年 4月 1日から平成29年 2月28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、 事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問に よる審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執 行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 都市計画課

ア 契約事務において、合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものが あった。

事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した 事務を遂行されたい。

イ 出張命令及び復命の受理並びに年次休暇における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものが散見された。また、出張命令において専決区分に誤りが散見された他、課長補佐が配属されている場合の年次休暇の主査専決について、課長補佐でなく主査が専決者となっているものがあった。

西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。

(2) 公園緑地課

ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的 な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

- (ア) 監督職員が任命されていないものがあった。
- (イ) 合理的な理由がないにもかかわらず契約を分割しているものがあった。

- イ 都市公園の占用の許可において、占用期間を定めずに許可を行っているものがあった。法令等を遵守した事務処理をされたい。
- ウ 専決区分について、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、西尾市 決裁規程に則った事務処理をされたい。
- (ア) 出張命令及び復命の受理並びに年次休暇における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものが散見された。
- (イ) 行政財産目的外使用許可の伺いで、使用期間が1月を超えるものを課長専決として いるものがあった。
- エ 切手の管理について、切手受払簿と切手保管枚数が異なっていた。確実な管理体制 を確立し、適正な事務処理をされたい。

(3) 建築課

- ア 契約事務において、下記のとおり不備があった。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。
- (ア) 市営住宅の修繕、購入に用いる襖の単価契約において、契約約款で定められた業務 結果及び完了届について、業務完了後に提出を受けていなかった。
- (4) 個人情報の取扱いに関する特記仕様書で定められた作業責任者の届の提出を受けていないものがあった。
- イ 出張命令及び復命の受理並びに年次休暇における専決区分で、課長補佐が配属されている場合の主査級以下に係るものについて、課長補佐でなく課長が専決者となっているものが散見された。西尾市決裁規程に則った事務処理をされたい。